

「流山市手数料条例」の一部を改正する条例案に係る説明会  
(意見交換会議事録)

**日 時** 平成27年12月6日(日)10時00分から10時30分

**場 所** 流山市役所 第2庁舎 301会議室

**説明会** 参加者 4名

**事務局** 嶋根課長、伊原課長補佐、藤澤開発指導係長、  
鈴木主事、山田主事

**意見交換会議事録** 議事録のとおり

**配布資料**

流山市手数料条例の一部を改正する条例(案)に係るパブリックコメント実施要領

**意見交換会議事録**

本条例の改正は、開発行為に係る証明書等交付に係る手数料の改正となります。今回の改正の概要につきましては、都市計画法第37条及び都市計画法施行規則第60条について有料化し手数料を徴収することとしましたので、資料「流山市手数料条例の一部を改正する条例(案)に係るパブリックコメント実施要領」とパワーポイントを使って説明を行いました。

概要説明に引き続き行った意見交換会は以下のとおりです。

**参加者 A**

市街化区域で敷地面積が1000㎡を超えていて、建築行為の宅地分譲をする場合は、それぞれの宅地ごとに都市計画法施行規則第60条証明が必要になりますか。

**事務局**

敷地全体で一つの都市計画法施行規則第60条証明で足りると考えています。

**参加者 B**

施行はいつからですか。

**事務局**

議会に議決されれば、平成28年6月に施行される予定です。